



## アライグマ、ハクビシンを見かけたら連絡を

野生化したアライグマやハクビシンが、市内で確認されています。これらは外来種で、生態系に影響を与えるほか、感染症を伝搬する、農作物を食べるなどの被害を引き起こします。目撃情報や被害があった場合は、捕獲用のおりを設置しますので連絡してください。☆詳しくは、環境保全係へ。

	アライグマ	ハクビシン
全体・顔・足跡	 70～90cm	 90～110cm
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>*目の周りに黒いマスク模様</li> <li>*前足・後足とも5本指</li> <li>*尾に5～7本のしま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*顔の中央に白いすじ</li> <li>*足が短く、体が細長い</li> <li>*前足・後足とも5本指</li> <li>*尾が長い</li> </ul>

身近な環境問題を考える

## ごみの焼却

### ◆屋外でのごみの焼却は原則禁止

ごみの焼却は、一定の条件を満たす焼却炉や、伝統行事などでの場合を除き、都条例で原則禁止されています。これは、ダイオキシン類などによる健康や生活環境への被害を防止するためです。

### ◆焼却炉での焼却を規制

焼却炉は、焼却能力などの規模と、ばいじんやダイオキシン類の排出量が、都条例や法律で規制されています。

また、排出されるガスに含まれるダイオキシン類などの濃度を年1回以上測定し、知事へ報告することになっています。

### ◆近隣に配慮し、快適な生活環境の維持にご協力を

ごみや落ち葉などは、焼却すると悪臭がしたり洗濯物に汚れが付いたりして、近隣に迷惑がかかることがあります。落ち葉やせん定枝などは、市が無料で収集していますので、可燃ごみの日に出してください(1回で出せる量に制限あり)。ごみは燃やさず、適正な処理にご協力ください。☆詳しくは、環境保全係へ。

## 就学援助(新入学準備金)の申請を受け付け

令和4年4月に、お子さんが市立小・中学校に入学予定で、経済的理由で教育費の支出が困難と認められる世帯を対象に、新入学準備金を支給します。下の表のとおり申請してください。

なお、中学校入学予定者のうち、既に就学援助を受けている世帯は申請不要です。

☆詳しくは、学務係へ。

	支給額	申請期間
小学校入学予定者	5万1060円	12月1日～1月14日
中学校入学予定者(就学援助を受けていない世帯)	6万円	1月31日まで

### 【必要書類】

- \*申請書(市役所学務係にあり/市ホームページからダウンロードも可/小学校入学予定者は就学時健康診断の案内に同封)
- \*家賃月額が分かるもの
- \*振り込み先の口座が確認できるもの
- \*申請者のマイナンバーが確認できる書類
- \*本人確認できる書類(運転免許証など)
- \*同居している家族の令和2年中の収入を証明するもの
- \*収入を証明するものは、3年1月1日現在、市内に居住し、確定申告または市・都民税申告をした方は必要ありません。

## 保育施設・学童クラブ 4月からの入所・入会申請は12月14日まで

4月からの入所・入会申請を下の表のとおり受け付けます。

施設の概要や必要書類などは、市役所などで配布している「保育施設入所のしおり」、「学童クラブ入会のしおり」をご覧ください。提出書類に不備のある場合は、原則受け付けできません。就労証明書などの証明書類は、取得に時間がかかる場合があるため、早めに準備してください。

☆詳しくは、保育施設については子ども子育て支援係、学童クラブについては学童クラブ係へ。

	日時	場所
窓口	平日 12月1日(水)～14日(火)	午前8時30分～午後5時
	休日 12月5日(日)	午前9時～午後5時
	平日夜間 12月10日(金)～14日(火)	午後5時～7時30分
郵送	12月7日(火)まで	※必着

※学童クラブの入会申請は、12月1日～7日の午後1時～6時に、各学童クラブでも受け付けます。

## 年金生活者支援給付金の請求手続きはお済みですか

新たに給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

支給対象となった方には、日本年金機構から、請求書を8月末に送付しています。

必要事項を記入し、1月4日(必着)までに同機構に返送すると、10月分から支給されます。それ以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

なお、現在給付金を受給中の方は手続き不要です。

### ◎問い合わせ

基礎年金番号が分かるものを用意のうえ、給付金専用ダイヤルに問い合わせてください。

### ◇日時

\*平日の午前8時30分～午後5時15分(月曜日のみ午後7時まで)

\*第2土曜日の午前9時30分～午後4時

\*月曜日が祝日の場合は、翌受け付け日に午後7時まで受け付けます。

※年末年始を除きます。

◇電話番号 0570-05-4092(050で始まる電話番号からは☎03-5539-2216)

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

## 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金の申請を受け付け

LED照明器具や太陽光発電などの新エネルギー機器などを購入・設置した方に、補助金を交付します。

◇対象 未使用の補助対象機器を、令和3年中に新たに購入・設置した方

\*個人事業主、法人も対象です。

\*市税や国民健康保険税を滞納している方、及び、以前に同補助金を受けた方(以前補助対象であった機器の補助金を受けた場合を含む)を除きます。

◇補助金額 右の表のとおり

\*申請が多数の場合は、予算額の範囲内で按分して補助金額を決定します。

\*補助対象機器の基準、補助金額について詳しくは、案内をご覧ください。

◇案内・申請書の配布 市役所環境課計画推進係、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館、アキシマエンス国際交流教養文化棟(市ホームページからダウンロードも可)

◇申請 12月1日～1月31日(消印有効)に、必要書類

## 都営住宅地元割当、都民住宅の入居者を募集

申し込みなどは、下の表のとおりです。入居資格がそれぞれ定められていますので、詳しくは、募集案内をご覧ください。

### ◎都営住宅(単身者向・世帯向)地元割当

◇募集する住宅・対象

\*中神第3(中神町1237)=単身者

\*美堀町二丁目(美堀町2-17)=2人以上の世帯

※戸数はいずれも1戸です。

※市内に居住する方が対象です(所得などの制限あり)。

### ◎都民住宅

中堅所得者(都営住宅の所得基準を超えている方)の世帯を対象とした賃貸住宅です。

☆詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎0570-010-810、または、市役所住宅係へ。

	都営住宅	都民住宅
募集案内・申込書の配布	12月1日～10日 市役所住宅係・総合案内カウンター、東部出張所、あいぽっく、緑会館、武蔵野会館で(閉所・休館日を除く)	12月1日～9日
申し込み	申込書を12月11日(消印有効)までに市役所住宅係へ郵送	申込書を12月14日(必着)までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへ郵送
抽選	12月23日(木)の午前10時から市役所203会議室で	1月14日(金)の午前10時から東京都住宅供給公社(渋谷区)で

### ▼新エネルギー機器などの補助金額

補助対象機器	補助金額	限度額
LED照明器具改修工事	工事費等の3分の1以内の額	10万円
LED照明器具 ※電球のみの交換を除く	機器費の2分の1以内の額	1台につき5000円(4台まで)
太陽光発電システム	1万5000円×補助対象機器の最大出力キロワット数	6万円(1000円未満切り捨て)
太陽熱ソーラーシステム	5万円	5万円
太陽熱温水器	2万5000円	2万5000円
蓄電池	機器費の3分の1以内の額	5万円
燃料電池(エネファーム)	5万円	5万円

を〒196-8511 市役所環境課計画推進係へ  
※同一住宅につき1回限りです(複数機器の申請は不可)。

※現地調査を行う場合があります。

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。